証券コード　2685
平成28年５月10日

株　主　各　位

茨城県水戸市泉町三丁目１番27号
株式会社アダストリア
代表取締役
会長兼最高経営責任者（CEO）　福田三千男

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　このたびの熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。
　さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年５月25日（水曜日）午後７時までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年５月26日（木曜日）午後３時（開場午後２時）
２．場　　所　茨城県水戸市宮町一丁目７番
ホテル テラス ザ ガーデン水戸　３階　シーブリーズ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第66期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第66期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件
第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
４．議決権行使についてのご案内
後記（２頁）「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

5．その他本招集ご通知に関するご案内

⑴　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.adastria.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

①連結株主資本等変動計算書
②連結計算書類の連結注記表
③株主資本等変動計算書
④計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

⑵　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.adastria.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

⑶　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

以　上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認いただき、平成28年５月25日（水曜日）午後７時までに行使してください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

⑴　インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。

⑵　パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、後記（３頁）に記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

5．招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

システム等に関するお問い合わせ	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 午前９時～午後９時　通話料無料）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融政策の効果等から、企業収益や雇用情勢の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気下振れによる国内景気への影響が懸念される等、先行きについては不透明な状況となりました。

当社グループの主要ブランドが属するカジュアルウェア市場におきましては、暖冬による冬物衣料の売上鈍化等の厳しい状況はありましたが、個人消費の底堅い動きを背景に、全体的に堅調に推移いたしました。

このような環境のもと、平成27年３月１日付で、当社を存続会社、連結子会社であった株式会社ポイントおよび株式会社トリニティアーツを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。また、平成27年６月１日付で、当社は「株式会社アダストリア」に商号変更いたしました。

さらに、平成27年９月１日付で、連結子会社である株式会社N9&PG（現 株式会社アダストリア・ロジスティクス）が営む衣料品等企画製造に関する一切の事業を、当社へ承継させる吸収分割を実施いたしました。

これまでは、グループ各社の企業文化を尊重しながら統合効果を発揮することを考えてまいりましたが、劇的に変化する事業環境に対して的確に対応するために、より一層の経営効率化と意思決定のスピードアップが必要であると判断し、これらのグループ再編を実施いたしました。新たな体制のもと、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

売上高につきましては、自社生産体制の拡充に伴う商品開発力の向上やWEB事業の伸長等の要因により、前連結会計年度比8.4％増となり、順調に推移いたしました。ブランド別では、「グローバルワーク」、「ニコアンド」および「ジーナシス」が高い伸びを示しました。

店舗展開につきましては、93店舗の出店（内、海外29店舗）、125店舗の退店等（内、海外31店舗）の結果、当連結会計年度末における当社グループの店舗数は、1,324店舗（内、海外104店舗）となりました。

収益面につきましては、円安等による原価上昇の影響はあったものの、きめ細かい売価コントロールにより値下げロスが減少した結果、売上総利益率は56.6％（前連結会計年度比1.1ポイント増）となりました。

販売費および一般管理費につきましては、ブランド認知度が上昇したためテレビコマーシャルを削減する等、経費の最適化に注力した結果、販管費率は48.6％（前連結会計年度比3.7ポイント減）となり、営業利益率は8.0％（前連結会計年度比4.8ポイント増）と上昇いたしました。

特別損益につきましては、店舗の減損損失６億44百万円および関係会社株式売却損１億73百万円を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,000億38百万円（前連結会計年度比8.4％増）、営業利益は160億４百万円（前連結会計年度比167.6％増）、経常利益は161億85百万円（前連結会計年度比150.8％増）、当期純利益は91億22百万円（前連結会計年度は５億３百万円）となりました。

また、当連結会計年度におけるEBITDAは246億12百万円（前連結会計年度比56.4％増）、のれん償却前EPSは233.99円（前連結会計年度比230.2％増）となりました。（※）

（※）株式会社トリニティアーツ（現 当社）の連結子会社化等によるのれん償却額の計上により、平成26年２月期より営業利益以下の利益が大幅に引き下げられることとなりました。のれん償却額は現預金の流出を伴わない費用であるため、キャッシュ・フローの増減と、営業利益以下の利益項目の増減に大きな乖離が発生しております。また、各国の会計基準によって計上方法が異なるため、海外企業との適切な比較も困難になっております。これらの点を考慮し、「EBITDA」および「のれん償却前EPS」を参考指標として開示しております。なお、当社は、平成28年３月１日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しており、「のれん償却前EPS」については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算出した金額を記載しております。

「EBITDA」
営業利益＋ 減価償却費＋ のれん償却額（販管費）
「のれん償却前EPS」
（当期純利益＋ のれん償却額（販管費、特別損失）＋ 減損損失（のれん））÷ 期中平均株式数

（店舗出退店等の状況）

当連結会計年度における店舗業態・地域別の出退店等の状況は以下のとおりです。

ブランド・地域		店舗数					
		前連結会計年度末（注）3	当連結会計年度				当連結会計年度末
			出店	変更	退店等	増減	
	グローバルワーク	178	8	－	△2	6	184
	ローリーズファーム	158	6	10	△17	△1	157
	ニコアンド	116	8	－	△1	7	123
	スタディオクリップ	162	11	－	△2	9	171
	レプシィムローリーズファーム	125	8	－	△3	5	130
	ジーナシス	84	1	5	△7	△1	83
	レイジブルー	64	3	7	△15	△5	59
	ヘザー	75	2	－	△10	△8	67
	その他	285	17	△22	△34	△39	246
当社合計		1,247	64	－	△91	△27	1,220
その他（注）4		3	－	－	△3	△3	－
国内合計		1,250	64	－	△94	△30	1,220
	香港	24	5	1	△3	3	27
	中国	34	17	－	△11	6	40
	台湾	26	2	－	△1	1	27
	韓国	12	5	－	△7	△2	10
	シンガポール	10	－	△1	△9	△10	－
海外合計		106	29	－	△31	△2	104
グループ合計		1,356	93	－	△125	△32	1,324

（注）1．店舗を運営管理しているブランド営業部・地域別に集計しております。

2．店舗数は、他社WEBストア、自社WEBストアを含めて集計しております。

3．平成27年３月１日付で、当社を存続会社、株式会社ポイントおよび株式会社トリニティアーツを消滅会社とする吸収合併を実施しております。そのため、当社の前連結会計年度末の店舗数は、株式会社ポイントおよび株式会社トリニティアーツの前連結会計年度末の店舗数を記載しております。

4．その他の退店等は、関係会社の売却に伴う減少を記載しております。

（ブランド・地域別売上高の状況）

当連結会計年度におけるブランド・地域別売上高および構成は以下のとおりです。

ブランド・地域		当連結会計年度		前連結会計年度比増減率（%）（注）2
		売上高（百万円）	構成比（%）	
	グローバルワーク	36,145	18.1	19.7
	ローリーズファーム	25,669	12.8	2.3
	ニコアンド	22,824	11.4	11.3
	スタディオクリップ	20,540	10.3	4.3
	レプシィムローリーズファーム	15,083	7.5	7.7
	ジーナシス	12,547	6.3	15.2
	レイジブルー	9,436	4.7	1.2
	ヘザー	7,406	3.7	△0.6
	その他	37,577	18.8	5.6
当社合計		187,231	93.6	8.4
その他		438	0.2	△58.4
国内合計		187,669	93.8	8.0
	香港	7,732	3.9	15.4
	中国	1,989	1.0	46.3
	台湾	1,591	0.8	6.5
	韓国	870	0.4	229.7
	シンガポール	184	0.1	△81.3
海外合計		12,368	6.2	14.5
グループ合計		200,038	100.0	8.4

（注）1．店舗を運営管理しているブランド営業部・地域別に集計しております。

2．平成27年３月１日付で、当社を存続会社、株式会社ポイントおよび株式会社トリニティアーツを消滅会社とする吸収合併を実施しております。そのため、当社の前連結会計年度比増減率は、株式会社ポイントおよび株式会社トリニティアーツの前連結会計年度の売上高と比較した増減率を記載しております。

3．上記の金額は外部顧客に対するもので、連結会社相互間の内部売上高は含まれておりません。

（商品部門別売上高の状況）

当連結会計年度における商品部門別売上高および構成は以下のとおりです。

商品部門	当連結会計年度		前連結会計年度比増減率（%）
	売上高（百万円）	構成比（%）	
メンズ（ボトムス・トップス）	28,622	14.3	10.5
レディース（ボトムス・トップス）	130,908	65.4	7.7
雑貨・その他	40,506	20.3	9.1
合計	200,038	100.0	8.4

（注）1．雑貨・その他には、ポイント引当金繰入額等が含まれております。
2．上記の金額は外部顧客に対するもので、連結会社相互間の内部売上高は含まれておりません。

⑵　設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、国内64店舗、香港５店舗、中国17店舗、台湾２店舗および韓国５店舗の新規出店であります。

これらの結果、当連結会計年度に実施した設備投資の総額は53億68百万円（敷金および保証金、長期前払費用を含み、金額には消費税等を含んでおりません。）となりました。

⑶　資金調達の状況

当連結会計年度に実施した重要な資金調達はありません。

⑷　重要な組織再編等の状況

①　当社は、平成27年３月１日付で、当社を存続会社、連結子会社であった株式会社ポイントおよび株式会社トリニティアーツを消滅会社とする吸収合併を行いました。

②　当社は、平成27年９月１日付で、連結子会社である株式会社N9&PG（現 株式会社アダストリア・ロジスティクス）が営む衣料品等企画製造に関する一切の事業を、当社へ承継させる吸収分割を行いました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　分	第63期 (平成25年２月期)	第64期 (平成26年２月期)	第65期 (平成27年２月期)	第66期 (平成28年２月期) (当連結会計年度)
売　上　高(百万円)	121,670	153,273	184,588	200,038
経常利益(百万円)	9,951	6,027	6,452	16,185
当期純利益または当期純損失(△)(百万円)	5,508	△4,731	503	9,122
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失(△)	241円45銭	△206円42銭	10円37銭	188円31銭
総　資　産(百万円)	63,410	78,841	83,742	90,454
純　資　産(百万円)	38,598	44,786	46,233	53,282

(注) 1．１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。

2．当社は、平成28年３月１日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。第65期以降の１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失については、第65期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定した金額を記載しております。なお、第64期以前の１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失については、当該株式分割前の金額を記載しております。

⑹　対処すべき課題

当社グループが属する衣料小売業界は、少子高齢化やライフスタイルの多様化、外資系企業の日本進出等により大きく変化しております。また、グローバル化の一層の進展とともに、日本市場のみならず、海外市場における展開や事業拡大を支えるバリューチェーンの強化が、経営上の重要な課題となっております。

①　当社は現在17ブランドを運営しておりますが、環境の変化に合わせて成長分野を育成しつつ、既存ブランドを活性化して収益を最大化させるようにブランドポートフォリオを維持する仕組みが必要だと考えております。

②　既存のアパレル事業分野だけでは成長ドライバーを見出しにくくなっております。アパレルだけではなくライフスタイルを軸としてマーケットのポテンシャルをさぐり、新たな成長ドライバーを育成していくことが必要であると考えております。

③　当社のビジネスモデルの特徴としてマルチブランド戦略を掲げております。マルチブランド戦略は、消費者の多様な志向に合わせてニッチな市場でも取り込むことができるという強みもありますが、一方で一つ一つのブランドの売上規模が小さく、スケールメリットを出しにくいという弱みもあります。このマルチブランド戦略の強みを最大限生かし、弱みを可能な限り小さくしていく仕組み作りが重要であると考えております。

④　テクノロジーは日々進化しており、既存ビジネスの効率化だけでなく、将来的には小売業のあり方も変えてしまう可能性に満ちています。これらの新しいテクノロジーの進化をウォッチし、当社事業に活用していくことを検討していく必要があると考えております。

⑤　当社グループの社員数・組織の規模も拡大を続けており、さらに今後は海外展開により、拠点数も増加する見込みです。その中でグループとしての目標や行動規範を共有し、同時に情報・ノウハウ・ナレッジを蓄積あるいは共有し、お客様にご満足いただける企業活動につなげていくことが重要であると考えております。また、企業としての成長を図ることは、すなわち企業を支える社員の成長を図ることであり、社員が継続的にステップアップできる環境を提供し続けることが必要であると考えております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成28年２月29日現在）

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社アダストリア・ロジスティクス	10百万円	100.0%	物流および荷造包装業
Adastria Asia Co., Ltd.	117百万香港ドル	100.0%	海外現地法人統括および香港における衣料品等販売
方針（上海）商貿有限公司	103百万香港ドル	100.0% (100.0%)	中国における衣料品等販売
波茵特股份有限公司	10百万台湾ドル	100.0% (100.0%)	台湾における衣料品等販売
Adastria Korea Co., Ltd.	3,200百万韓国ウォン	100.0% (100.0%)	韓国における衣料品等販売

（注）出資比率の（　）内は、間接所有割合を内数で示しているものであります。

(8) 主要な事業内容（平成28年２月29日現在）

当社グループは、紳士服・婦人服等の衣料品ならびに雑貨その他商品の企画、製造および販売を主な事業としております。

(9) 主要な事業所（平成28年２月29日現在）

① 当社の主要な事業所　　本店：茨城県水戸市
　　本部：東京都千代田区

② 子会社の主要な事業所

会社名	主要な事業所	所在地
株式会社アダストリア・ロジスティクス	本部および物流センター６拠点	東京都千代田区
Adastria Asia Co., Ltd.	本部および27店舗	香港
方針（上海）商貿有限公司	本部および40店舗	中国
波茵特股份有限公司	本部および27店舗	台湾
Adastria Korea Co., Ltd.	本部および10店舗	韓国

⑽　従業員の状況（平成28年２月29日現在）

①　企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
商品販売・生産	4,637名	272名増
物流	26名	267名減
その他	97名	97名減
合計	4,760名	92名減

（注）１．従業員数は就業人員であります。
２．上記従業員のほかに、臨時従業員が5,997名（１日８時間換算した年間平均人数）おります。
３．商品販売・生産として記載している従業員は、当社および当社の海外子会社の従業員であります。
４．物流として記載している従業員は、株式会社アダストリア・ロジスティクスの従業員であります。従業員数が前連結会計年度末比267名減少しておりますが、これは主に、商品企画および生産管理業務を当社に移管したことによるものであります。
５．その他として記載している従業員は、当社グループの事務を代行している株式会社アダストリア・ゼネラルサポートの従業員であります。従業員数が前連結会計年度末比97名減少しておりますが、これは主に、カスタマーサービスおよび品質管理業務を当社に移管したことによるものであります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,974名	3,905名増	30歳４ヶ月	４年８ヶ月

（注）従業員数が前事業年度末比3,905名増加しておりますが、これは主に、当社が平成27年３月１日付で、当社を存続会社、株式会社ポイントおよび株式会社トリニティアーツを消滅会社とする吸収合併を行ったことによるものであります。

⑾　主要な借入先の状況（平成28年２月29日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,867

2．会社の株式に関する事項（平成28年２月29日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　75,000,000株

⑵　**発行済株式の総数**　24,400,000株（自己株式321,698株を含む。）

⑶　**株主数**　21,720名

⑷　**大株主の状況（自己株式を除く上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
株式会社フクゾウ	8,133,993株	33.8%
豊島株式会社名古屋本社	1,000,000株	4.2%
株式会社良品計画	554,370株	2.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	551,100株	2.3%
福田　三千男	520,670株	2.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	481,600株	2.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	427,900株	1.8%
MSCO　CUSTOMER　SECURITIES	427,758株	1.8%
宮本　英範	418,692株	1.7%
MSIP　CLIENT　SECURITIES	414,912株	1.7%

（注）持株比率は自己株式（321,698株）を控除して計算しております。

⑸　**その他株式に関する重要な事項**

①　当社は、会社法第459条第１項および定款第38条の規定に基づき、平成27年10月30日付で、自己株式の取得に関する取締役会の決議を行い、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	200,000株
取得価額	1,395,046,997円
取得した期間	平成27年11月２日から平成27年11月17日まで
取得理由	経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため

②　当社は、平成28年１月20日開催の取締役会において株式分割を決議し、平成28年３月１日付で、普通株式１株につき2株の割合で株式分割を実施し、あわせて当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は150,000,000株に、発行済株式の総数は48,800,000株となりました。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年２月29日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼最高経営責任者（CEO）	福田 三千男	
取締役 最高執行責任者（COO）	松下 正	管理・海外事業担当 株式会社アダストリア・ロジスティクス取締役 Adastria Asia Co., Ltd.董事 方針（上海）商貿有限公司董事 波茵特股份有限公司董事 Adastria Korea Co., Ltd.理事
取締役 上席執行役員	木村 治	営業部門担当
取締役	倉重 英樹	株式会社シグマクシス代表取締役会長兼社長
取締役	松井 忠三	株式会社りそなホールディングス社外取締役 株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役 株式会社ネクステージ社外取締役
取締役	阿久津 聡	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 ニフティ株式会社社外取締役 株式会社大塚家具社外取締役 日本マーケティング学会理事
常勤監査役	廣田 滋	髙木証券株式会社社外取締役
監査役	横山 哲郎	公認会計士・税理士横山哲郎事務所所長 有限責任監査法人ひばり代表社員
監査役	前川 渡	弁護士・前川法律事務所所長 京葉瓦斯株式会社社外取締役
監査役	岩﨑 直樹	

（注）１．取締役倉重英樹氏、取締役松井忠三氏および取締役阿久津聡氏は、社外取締役（独立役員）であります。
２．常勤監査役廣田滋氏、監査役横山哲郎氏および監査役前川渡氏は、社外監査役（独立役員）であります。
３．常勤監査役廣田滋氏および監査役横山哲郎氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役廣田滋氏は、長年野村證券株式会社経理財務部門において財務、経理および税務に関する業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・監査役横山哲郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

会社における地位	氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤洋一	平成27年5月28日	任期満了	
取締役	宮本英範	平成27年5月28日	任期満了	管理部門担当
監査役	髙橋　惇	平成27年5月28日	辞任	

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	261百万円 (28百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	37百万円 (27百万円)
合計 (うち社外役員)	13名 (6名)	298百万円 (56百万円)

(注) 1．取締役の報酬限度額は、平成19年5月30日開催の第57回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとする。）と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成17年5月26日開催の第55回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

3．当社は、平成15年5月28日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、488千円の役員退職慰労金を支給しております。

⑸　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役倉重英樹氏は、株式会社シグマクシス代表取締役会長兼社長を兼務しております。

取締役松井忠三氏は、株式会社りそなホールディングス社外取締役、株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役および株式会社ネクステージ社外取締役を兼務しております。

取締役阿久津聡氏は、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、ニフティ株式会社社外取締役、株式会社大塚家具社外取締役および日本マーケティング学会理事を兼務しております。

常勤監査役廣田滋氏は、髙木証券株式会社社外取締役を兼務しております。

監査役横山哲郎氏は、公認会計士・税理士横山哲郎事務所所長および有限責任監査法人ひばり代表社員を兼務しております。

監査役前川渡氏は、前川法律事務所所長および京葉瓦斯株式会社社外取締役を兼務しております。

各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　倉重英樹	16回	94.1%	－	－
取締役　松井忠三	17回	100.0%	－	－
取締役　阿久津聡	17回	100.0%	－	－
常勤監査役　廣田　滋	17回	100.0%	11回	100.0%
監査役　横山哲郎	17回	100.0%	11回	100.0%
監査役　前川　渡	17回	100.0%	11回	100.0%

・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第24条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役倉重英樹氏および取締役松井忠三氏は、取締役会において、主に経営者としての見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役阿久津聡氏は、取締役会において、主にマーケティングの専門家としての見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

常勤監査役廣田滋氏は、取締役会および監査役会において、主に財務・会計等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役横山哲郎氏は、取締役会および監査役会において、主に公認会計士として財務・会計等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役前川渡氏は、取締役会および監査役会において、主に弁護士としてコンプライアンス経営等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

4．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵　会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

3．当社の子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑷　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結することができる旨の規定を定款第36条に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定めております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社および当社の子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、当社グループの企業倫理規準を定め、その周知徹底を図ります。

ロ．コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、各種社内ルールおよび当社グループ各社の企業倫理の遵守に関する重要方針を立案、推進します。

ハ．当社グループ各社における法令・ルール違反や不正行為が発生し、または発生する恐れがあることを知った取締役および使用人は、担当責任者へ報告します。

ニ．当社グループ各社の取締役は、毎事業年度の終了後、業務執行が法令に違反していない旨、および善管注意義務ならびに忠実義務を果たした旨の確認書に署名捺印し提出します。この確認書は、次事業年度の業務執行の指針とします。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令に従い取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理します。

ロ．職務執行に係る重要な情報については、文書管理規程を定め、これに従い適切に保存、管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程を定め、当社グループ各社に損失の危険が発生し、または発生する可能性がある場合はそれに従い速やかに対処するとともに、災害やシステム障害等の組織横断的な緊急事態が発生した場合にも適切に対処します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．各種の経営計画および予算を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、当社グループの業務が効率的に遂行されるよう推進、管理します。

ロ．当社グループ各社は、重要な事項について、各社の取締役会等を通じて随時決定しますが、必要に応じ各種規程およびマニュアルを整備し、迅速かつ適切な意思決定を行います。

⑤　財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループ各社の財務報告が、法令等に従って適正に行われるための体制（財務報告にかかる内部統制）を構築し、運用します。

⑥　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループの企業価値の最大化のため、当社グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備します。

ロ．当社の子会社の業務の適正を確保するため関係会社管理規程を定め、各社の指導、育成、管理を行います。

ハ．当社の子会社の経営内容を的確に把握するため、当社の子会社の取締役から営業成績、財務状況その他重要な情報について報告を求めます。

ニ．当社グループのリスクを網羅的・統括的に管理する体制を整備します。

ホ．当社グループ各社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ本基本方針に定める事項について体制を整備します。

ヘ．当社グループのコンプライアンス体制を評価、確保するために、内部監査部門が、当社グループ各社の状況について適宜確認し、各社の取締役会および監査役会または監査役に報告します。

ト．法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、当社グループ内部通報制度を設け、社内窓口のほか、弁護士に委託する社外窓口を設置します。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会または監査役が、その職務を補助すべき組織または使用人を置くことを求めた場合には直ちに応じます。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人についての任命、異動および評価等を行う場合は、予め監査役会または監査役の承認を得ます。

⑨　監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務を遂行するにあたって、監査役の指揮命令にのみ従います。

⑩　監査役への報告に関する体制

イ．当社グループ各社の取締役、使用人および当社の子会社の監査役は、必要に応じ、または監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告します。

ロ．当社グループ各社の取締役、使用人および当社の子会社の監査役は、当社グループ各社において次のような事象が発生した場合には、可及的速やかにその旨を監査役会、監査役に報告します。

・当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき。

・内部通報システムにて、従業員より当社グループの存続に影響を与えるような事実、または法律および社内規範に対する重大な違反行為が存在することを通報されたとき。

・当社グループ各社の対外・対内の折衝において、訴訟事項に発展することが予想されるような事態が生じたとき。

⑪　監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇や取扱いを受けないこととします。

⑫　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担します。

⑬　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役が監査を補助する弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを必要とする場合、これを任用することを推進します。

ロ．取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

⑭　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

イ．当社グループ各社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断します。これらの勢力、団体との取引関係を持たないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを拒絶します。

ロ．反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務法務部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センターおよび顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、適切に対応します。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンス体制について

イ．当社は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ各社の使用人から、年に１回、当社の定める企業倫理規準を遵守させる旨の書面の提出（電子的な方法による場合も含む。）を受けております。また、当社グループ各社の取締役は、事業年度終了後、当該事業年度の業務執行に関する法令・定款の遵守ならびに善管注意義務および忠実義務の履行を確認する書面を提出しております。

ロ．当社は、コンプライアンス委員会を半期に１回開催し、法令遵守・企業倫理遵守の徹底を図るための重要方針の審議、立案および推進を実施しております。

ハ．当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除するために、反社会的勢力対策規程を定め、警察等外部の専門機関と連携する等の体制を構築しております。

②　リスク管理体制について

イ．当社は、品質、製品安全、情報セキュリティ、安全衛生等のリスクに関して、所管する部署または委員会を定め、規程、基準を整備し、また啓蒙活動を行っております。

ロ．当社は、当社グループ各社の存続および信用に重要な影響を及ぼすまたは及ぼすと想定されるリスクが生じた場合、取締役の中から選定された危機管理担当取締役に対し報告し、対応することとしております。

ハ．当社は、当社グループ内部通報制度を設け、さらに当社グループ取引先からの通報窓口を設置しております。これらの通報制度の運用状況は、四半期毎に開催する監査報告会において、取締役および監査役に対し適切に報告されております。なお、当社は、内部通報プログラム規程において、内部通報を行った使用人が不利な取扱いを受けないよう定めております。

ニ．内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および当社グループのリスクの識別・分析・対処方法の評価を実施するとともに、内部統制に関わる監査、店舗監査等を実施しております。これらの監査結果は、四半期毎に開催する監査報告会において、取締役および監査役に対し適切に報告されております。

③　グループ会社管理体制について

イ．当社は、関係会社管理規程に基づき、重要な事項の決定について当社と事前に協議するよう子会社に義務づけております。

ロ．当社は、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他重要な情報について子会社から適切に報告させております。

④　取締役の効率的な職務執行の体制について

イ．当社は、取締役会全体の効率性、実効性の向上のために、当事業年度において、取締役会規程の付議事項に関する整備を行いました。

ロ．当社は、法令に基づき、取締役会において報告または決議された事項について取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理しております。

ハ．当社は、各種会議・委員会等において意思決定された重要な事項について、議事録等を作成のうえ、文書管理規程に基づき、適切に保存、管理しております。

⑤　監査役監査の実効性確保の体制

イ．当社は、監査役が重要な会議・委員会等へ出席し、重要な文書を閲覧できるよう体制を整備しております。

ロ．当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役専任スタッフを配置しております。当該使用人は、その業務の遂行をするにあたって、監査役の指揮命令にのみ従い、その任命、異動および評価については監査役の承認を得て行っております。また、当該使用人と内部監査部門との定期的な情報共有体制等、監査役の職務を補助するうえで必要となる環境を整備しております。

ハ．当社は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用の償還または負担した債務の弁済に速やかに応じております。

ニ．当社は、取締役と監査役会または監査役との間で意見交換を行う場を設ける等、監査役監査の環境整備に協力しております。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、顧客としても株主としても満足していただけるよう、魅力あるブランドの開発、商品の提供に必要な事業への投資を行い、一層の企業価値（株主価値）の向上を図っていくとともに、株主の皆様への還元について、配当は、のれん償却前連結配当性向30％を基本方針に実施してまいります。また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対する利益還元のひとつと考えており、今後も株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切かつ機動的に対応していく方針であります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、売上好調に加え、所得拡大促進税制の適用による税額控除等の要因によって、当期純利益が平成27年９月30日付公表予想を34.1％上回ったため、同予想の１株当たり70円から20円増配の90円に修正させていただくことといたしました。これにより、年間配当は同予想１株当たり110円から20円増配の130円となりました。

のれん償却前連結当期純利益に対する配当性向は27.8％と、基本方針としている30％をやや下回りますが、平成27年11月に実施しました自己株式13億95百万円の取得を考慮した総還元性向では40.0％となっております。

なお、翌連結会計年度の配当につきましては、当連結会計年度から10円増配の年間75円（株式分割反映前では20円増配の年間150円）を予定しております。

（注）当社は、平成28年３月１日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1．記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．比率は、小数点以下第２位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年２月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**45,465**	**流動負債**	**36,426**
現金および預金	19,460	支払手形および買掛金	6,768
受取手形および売掛金	7,668	電子記録債務	9,901
たな卸資産	15,076	短期借入金	1,867
繰延税金資産	1,765	未払金	10,331
その他	1,548	未払法人税等	4,368
貸倒引当金	△53	賞与引当金	2,212
固定資産	**44,988**	その他の引当金	412
有形固定資産	**11,215**	その他	563
建物および構築物	1,957	**固定負債**	**745**
店舗内装設備	6,933	繰延税金負債	75
土地	1,732	役員退職慰労引当金	94
建設仮勘定	80	その他	575
その他	512	**負債合計**	**37,171**
無形固定資産	**6,965**	**(純資産の部)**	
のれん	5,493	**株主資本**	**47,533**
その他	1,471	資本金	2,660
投資その他の資産	**26,807**	資本剰余金	6,987
投資有価証券	10,231	利益剰余金	39,709
敷金および保証金	16,622	自己株式	△1,824
繰延税金資産	69	**その他の包括利益累計額**	**5,749**
その他	137	その他有価証券評価差額金	5,445
貸倒引当金	△253	繰延ヘッジ損益	△263
		為替換算調整勘定	567
		純資産合計	**53,282**
資産合計	**90,454**	**負債純資産合計**	**90,454**

連結損益計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**200,038**
売上原価		**86,772**
売上総利益		**113,266**
販売費および一般管理費		**97,261**
営業利益		**16,004**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	107	
受取家賃	132	
電力販売収益	42	
デリバティブ評価益	169	
その他	326	786
営業外費用		
支払利息	39	
賃貸収入原価	99	
為替差損	427	
その他	38	605
経常利益		**16,185**
特別損失		
関係会社株式売却損	173	
減損損失	644	818
税金等調整前当期純利益		**15,367**
法人税、住民税および事業税	6,138	
法人税等調整額	105	6,244
少数株主損益調整前当期純利益		**9,122**
当期純利益		**9,122**

貸借対照表

(平成28年２月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**44,262**	**流動負債**	**34,116**
現金および預金	17,812	買掛金	6,316
売掛金	7,450	電子記録債務	9,901
商品	13,621	未払金	7,656
原材料および貯蔵品	198	未払法人税等	4,282
関係会社短期貸付金	2,511	未払消費税等	2,112
前払費用	567	リース債務	65
未収入金	592	預り金	68
繰延税金資産	1,714	賞与引当金	2,076
その他	269	役員賞与引当金	101
貸倒引当金	△476	ポイント引当金	280
固定資産	**41,034**	株主優待引当金	24
有形固定資産	**7,203**	債務保証損失引当金	818
建物	776	その他	412
店舗内装設備	6,099	**固定負債**	**455**
機械装置	1	長期未払金	330
工具、器具および備品	178	役員退職慰労引当金	94
土地	68	その他	29
建設仮勘定	80	**負債合計**	**34,571**
無形固定資産	**6,893**	**(純資産の部)**	
商標権	37	**株主資本**	**45,542**
ソフトウェア	1,352	**資本金**	**2,660**
のれん	5,493	**資本剰余金**	**6,987**
その他	10	資本準備金	2,517
投資その他の資産	**26,936**	その他資本剰余金	4,469
投資有価証券	10,231	**利益剰余金**	**37,719**
関係会社株式	3,278	利益準備金	16
敷金および保証金	14,169	その他利益剰余金	37,702
繰延税金資産	40	別途積立金	12,500
その他	17	繰越利益剰余金	25,202
貸倒引当金	△253	**自己株式**	**△1,824**
投資損失引当金	△547	**評価・換算差額等**	**5,182**
		その他有価証券評価差額金	5,445
		繰延ヘッジ損益	△263
資産合計	**85,296**	**純資産合計**	**50,725**
		負債および純資産合計	**85,296**

損益計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**187,917**
売上原価		**82,282**
売上総利益		**105,634**
販売費および一般管理費		**90,267**
営業利益		**15,367**
営業外収益		
受取利息	95	
受取配当金	107	
受取出向料	123	
受取ライセンス料	96	
デリバティブ評価益	169	
その他	356	949
営業外費用		
支払利息	14	
為替差損	387	
貸倒引当金繰入額	423	
その他	29	855
経常利益		**15,461**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	4,401	
投資損失引当金戻入額	374	4,776
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	2,398	
債務保証損失引当金繰入額	818	
減損損失	559	
関係会社株式売却損	194	3,971
税引前当期純利益		**16,266**
法人税、住民税および事業税	6,002	
法人税等調整額	1,922	7,924
当期純利益		**8,341**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月14日

株式会社　アダストリア
　　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鳥　居　宏　光　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　斎　藤　毅　文　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アダストリアの平成27年３月１日から平成28年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アダストリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月14日

株式会社　アダストリア
　　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鳥　居　宏　光　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　斎　藤　毅　文　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アダストリアの平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月19日

株式会社アダストリア　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	廣　田　　滋	㊞
社外監査役	横　山　哲　郎	㊞
社外監査役	前　川　　渡	㊞
監査役	岩　﨑　直　樹	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項
第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため１名を増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	福田（ふくだ）　三千男（みちお） (昭和21年7月10日)	昭和46年５月　当社入社 当社取締役 昭和57年６月　当社専務取締役 平成３年４月　有限会社ベアーズファクトリー（現 株式会社アダストリア・ロジスティクス）代表取締役社長 平成５年３月　当社代表取締役社長 平成14年12月　波茵特股份有限公司董事長 平成16年５月　当社代表取締役会長 平成22年５月　当社代表取締役会長兼社長 平成25年９月　当社代表取締役会長 平成27年５月　当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）（現任）	520,670株
2	松下（まつした）　正（まさ） (昭和35年7月28日)	平成元年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 東京青山法律事務所（現 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業））入所 平成10年１月　ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現 GEヘルスケア・ジャパン株式会社）入社 平成11年１月　同社取締役 平成12年11月　GEメディカルシステムズ台湾総経理 平成15年３月　日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現 日本GE株式会社）取締役副社長 平成17年７月　株式会社ファーストリテイリング入社 平成17年９月　同社取締役 平成18年７月　FR France SAS会長兼チーフエグゼクティブオフィサー 平成21年８月　シーメンス株式会社（現 シーメンス・ジャパン株式会社）入社 平成22年７月　同社取締役 平成23年３月　コクヨ株式会社取締役常務執行役員 平成27年３月　当社顧問 平成27年５月　当社取締役最高執行責任者（COO）（管理・海外事業担当）（現任） 方針（上海）商貿有限公司董事（現任） 波茵特股份有限公司董事（現任） Adastria Korea Co., Ltd.理事（現任） 平成27年６月　Adastria Asia Co., Ltd.董事（現任） 平成27年９月　株式会社アダストリア・ロジスティクス取締役（現任）	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	木村（きむら） 治（おさむ） (昭和44年9月2日)	平成23年９月　株式会社トリニティアーツ(現 当社)代表取締役社長 平成25年４月　株式会社FRIENDS取締役 平成25年９月　当社取締役 Adastria Asia Co., Ltd.董事 平成26年２月　株式会社N9&PG(現 株式会社アダストリア・ロジスティクス)取締役 平成27年５月　当社取締役上席執行役員 平成28年３月　当社取締役常務執行役員(新規事業開発担当)(現任)	9,338株
4	＜社外取締役候補者＞ 倉重（くらしげ） 英樹（ひでき） (昭和17年9月11日)	昭和41年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成５年１月　同社取締役副社長 平成５年11月　プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社代表取締役会長 平成12年５月　ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)取締役相談役 平成14年10月　IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社代表取締役会長 平成16年２月　日本テレコム株式会社取締役代表執行役社長 平成18年10月　株式会社RHJIインダストリアル・パートナーズ・アジア代表取締役社長 平成19年５月　イオン株式会社社外取締役 平成19年６月　旭テック株式会社社外取締役 平成19年12月　株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役会長 平成20年５月　株式会社シグマクシス代表取締役CEO 平成22年４月　同社代表取締役会長 平成23年４月　株式会社アイ・ティ・フロンティア(現 日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社)取締役会長 平成24年４月　同社代表取締役執行役員会長 平成25年４月　株式会社シグマクシス代表取締役会長兼社長(現任) 平成25年９月　当社社外取締役(現任)	－
		＜社外取締役候補者とした理由および在任年数＞ 倉重英樹氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏の取締役在任年数は、本総会終結の時をもって２年８ヶ月となります。 ＜独立性について＞ 当社は、倉重英樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 ＜責任限定契約＞ 倉重英樹氏は、当社との間で会社法第427条第１項および定款第27条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>＜社外取締役候補者＞

松井（まつい）　忠三（ただみつ）
（昭和24年5月13日）</td><td>昭和48年６月　株式会社西友ストアー（現 合同会社西友）入社
平成５年５月　株式会社良品計画取締役総務人事部長
平成11年５月　株式会社アール・ケイ・トラック代表取締役社長
平成12年５月　ムジ・ネット株式会社（現 株式会社MUJI HOUSE）代表取締役社長
平成13年１月　株式会社良品計画代表取締役社長
平成13年４月　ムジ・ネット株式会社（現 株式会社MUJI HOUSE）取締役
平成14年２月　株式会社良品計画代表取締役社長兼執行役員
平成20年２月　同社代表取締役会長兼執行役員
平成21年５月　ムジ・ネット株式会社（現 株式会社MUJI HOUSE）代表取締役社長
平成25年６月　株式会社りそな銀行社外取締役
平成25年９月　当社社外取締役（現任）
平成26年６月　株式会社りそなホールディングス社外取締役（現任）
株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役（現任）
平成27年５月　株式会社ネクステージ社外取締役（現任）</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜社外取締役候補者とした理由および在任年数＞
松井忠三氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業（小売業）の経営者として培ってきた経験や見識を有しており、当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏の取締役在任年数は、本総会終結の時をもって２年８ヶ月となります。

＜独立性について＞
当社は、松井忠三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

＜責任限定契約＞
松井忠三氏は、当社との間で会社法第427条第１項および定款第27条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>＜社外取締役候補者＞</td><td>平成10年５月　カリフォルニア大学バークレー校経営学博士（Ph.D.）
平成10年12月　一橋大学商学部専任講師
平成11年４月　同大学大学院国際企業戦略研究科専任講師
平成14年６月　同大学大学院国際企業戦略研究科助教授
（平成19年 助教授から准教授へ名称変更）
平成18年６月　ニフティ株式会社社外取締役（現任）
平成20年10月　情報・システム研究機構国立情報学研究所
連携研究部門客員准教授
平成22年３月　株式会社大塚家具社外取締役（現任）
平成22年４月　情報・システム研究機構国立情報学研究所
連携研究部門客員教授
一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任）
平成24年11月　日本マーケティング学会理事（現任）
平成25年９月　当社社外取締役（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>阿久津（あくつ）　聡（さとし）
（昭和41年7月11日）</td><td colspan="2">＜社外取締役候補者とした理由および在任年数＞
阿久津聡氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、社外取締役候補者とした理由は、マーケティングの専門家として数多くの実績を有しており、当社のマーケティングビジネス全般に有益な助言等をいただき、事業展開戦略を中心に当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏の取締役在任年数は、本総会終結の時をもって２年８ヶ月となります。
＜独立性について＞
当社は、阿久津聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
＜責任限定契約＞
阿久津聡氏は、当社との間で会社法第427条第１項および定款第27条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">＜新任候補者＞
＜社外取締役候補者＞

堀江裕美（ほりえ ひろみ）
(昭和31年6月19日)</td><td>昭和56年４月　株式会社奈良機械製作所入社
昭和63年５月　リーバイ・ストラウスジャパン株式会社入社
平成11年12月　同社マーケティング部長
平成17年３月　スターバックスコーヒージャパン株式会社
広報本部長
平成18年12月　同社マーケティング本部長
平成22年８月　同社執行役員マーケティング統括（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜社外取締役候補者とした理由＞
堀江裕美氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業（小売業・飲食業）の広報・マーケティング部門の責任者として数多くの実績を有しており、当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

＜独立性について＞
堀江裕美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には独立役員として指定し、当該取引所に届け出る予定であります。

＜責任限定契約＞
堀江裕美氏が選任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項および定款第27条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。
２．所有する当社の株式数は、平成28年２月29日時点の株式数を記載しております。

第２号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役廣田滋氏および監査役横山哲郎氏が任期満了となり、また監査役岩﨑直樹氏が辞任されますので、新たに監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	＜新任候補者＞ 松田（まつだ）　毅（つよし） （昭和28年２月５日）	昭和51年４月　株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成18年１月　株式会社ポイント（現 当社）入社 当社顧問 平成18年３月　当社執行役員管理本部長兼経理部長 平成20年５月　当社取締役執行役員管理本部長 平成22年５月　当社取締役常務執行役員管理本部長 平成25年６月　株式会社NATURAL NINE HOLDINGS（現 株式会社アダストリア・ロジスティクス）監査役（現任） 平成27年３月　当社会長室顧問	1,030株
		＜責任限定契約＞ 松田毅氏が選任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項および定款第34条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">＜社外監査役候補者＞
横山哲郎（よこやま てつろう）
（昭和21年8月28日）</td><td>昭和45年10月　アーサー・アンダーセン会計事務所東京支社入所
昭和50年11月　公認会計士坪井徳義事務所入所
昭和51年７月　監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
昭和55年11月　公認会計士・税理士横山哲郎事務所開設所長（現任）
平成４年５月　株式会社ポイント（現 当社）社外監査役（現任）
平成26年12月　有限責任監査法人ひばり代表社員（現任）</td><td>18,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜社外監査役候補者とした理由および在任年数＞
横山哲郎氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計にかかる豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
同氏の監査役在任年数は、本総会終結の時をもって24年となります。
＜独立性について＞
当社は、横山哲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
＜責任限定契約＞
横山哲郎氏は、当社との間で会社法第427条第１項および定款第34条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	＜新任候補者＞ ＜社外監査役候補者＞ 海老原（えびはら） 和彦（かずひこ） (昭和33年3月5日)	昭和58年７月　ボストンコンサルティンググループ株式会社入社 昭和61年６月　Goldman, Sachs & Co.入社 昭和63年10月　ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 平成14年９月　JPモルガン証券株式会社入社 平成18年12月　株式会社シナジー取締役 平成19年６月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科ビジネスアカデミー非常勤講師 平成25年12月　株式会社アークアカデミー（ベトナム）日越EPA外務省委託事業日本語講師・教務	－
		＜社外監査役候補者とした理由＞ 海老原和彦氏を社外監査役候補者とした理由は、投資銀行業務を行う会社における豊富な経験と専門的な知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 ＜独立性について＞ 海老原和彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には独立役員として指定し、当該取引所に届け出る予定であります。 ＜責任限定契約＞ 海老原和彦氏が選任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項および定款第34条第２項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。	

（注）１．各候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。
２．所有する当社の株式数は、平成28年２月29日時点の株式数を記載しております。

第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」および「業績連動報酬」により構成されていますが、新たに、取締役を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本制度の導入は、取締役を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成19年５月30日開催の第57回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、業績目標の達成度に応じて、取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の導入に関し、社外取締役が委員の半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえた上で本議案を付議しております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第１号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと３名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

⑴　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、連続する３事業年度（当初は平成29年２月末日で終了する事業年度から平成31年２月末日で終了する事業年度までの３事業年度とし、下記⑵の対象期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」といい、対象期間内の各事業年度を以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績達成度に応じて、当該信託を通じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記⑵以降のとおり）

①	本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く）
②	本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
	当社が拠出する金員の上限および当社株式の取得方法 （下記⑵のとおり）	・３事業年度を対象として、合計470百万円 ・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得
	取締役が取得する当社株式等の数の上限 （下記⑶のとおり）	・上限となる株式数は３年間で合計156千株（１年当たり52千株）であり、発行済株式の総数（平成28年２月末日時点の自己株式控除後）に対する割合は約0.3%（１年当たりの株式数の割合は約0.1%）
③	業績達成条件の内容 （下記⑶のとおり）	・毎年の売上高の昨対比ならびに営業利益および営業利益率の目標値に対する達成度に応じて変動 ・株式数は、０～200%の範囲で決定
④	取締役に対する当社株式等の交付等の時期 （下記⑷のとおり）	・各評価対象事業年度の開始から起算して３年経過後

⑵　当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間ごとに合計470百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間５年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下本議案において同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。

具体的には、当初は、平成29年２月末日で終了する事業年度から平成31年２月末日で終了する事業年度までの３事業年度を対象期間とし、当社は、合計470百万円を上限とする金員を当初設定される本信託に拠出し、対象期間中、取締役に対するポイント（下記⑶のとおり）の付与を行い、信託期間中、当社株式等の交付等を行います。

なお、対象期間の満了時において、対象期間の延長を取締役会の決議により決定した場合には、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の対象期間と同一期間だけ対象期間を延長し、本信託の信託期間も３年間延長するものとします。当社は、延長された対象期間ごとに、合計470百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された対象期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、470百万円の範囲内とします。

⑶　取締役が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、各事業年度の役位および会社業績（各評価対象事業年度の売上高の昨対比ならびに営業利益および営業利益率）の目標値に対する達成度に従って付与されるポイントに基づき定まります。なお、１ポイント当たり１株とし、本信託に属する当社株式が株式分割、株式無償割当て、株式併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、１ポイント当たりに交付等が行われる当社株式の数を調整します。

本信託により取締役に交付等が行われる当社株式等の総数は、１年当たり52千株を上限とします。この上限交付株式数は、上記⑵の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

⑷　取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、各評価対象事業年度の開始から起算して３年経過後に、上記⑶に基づき算出される当該評価対象事業年度にかかるポイントに基づいた数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該ポイントの50％（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が退任する場合（自己都合により退任する場合および解任される場合を除く。）、当該取締役は、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた当社株式等について、１年間の据置期間の後に交付等を受けるものとします。また、信託期間中に取締役が死亡した場合、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

⑸　本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

⑹　その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、対象期間の延長ならびに信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

〔ご参考〕

本制度の仕組み

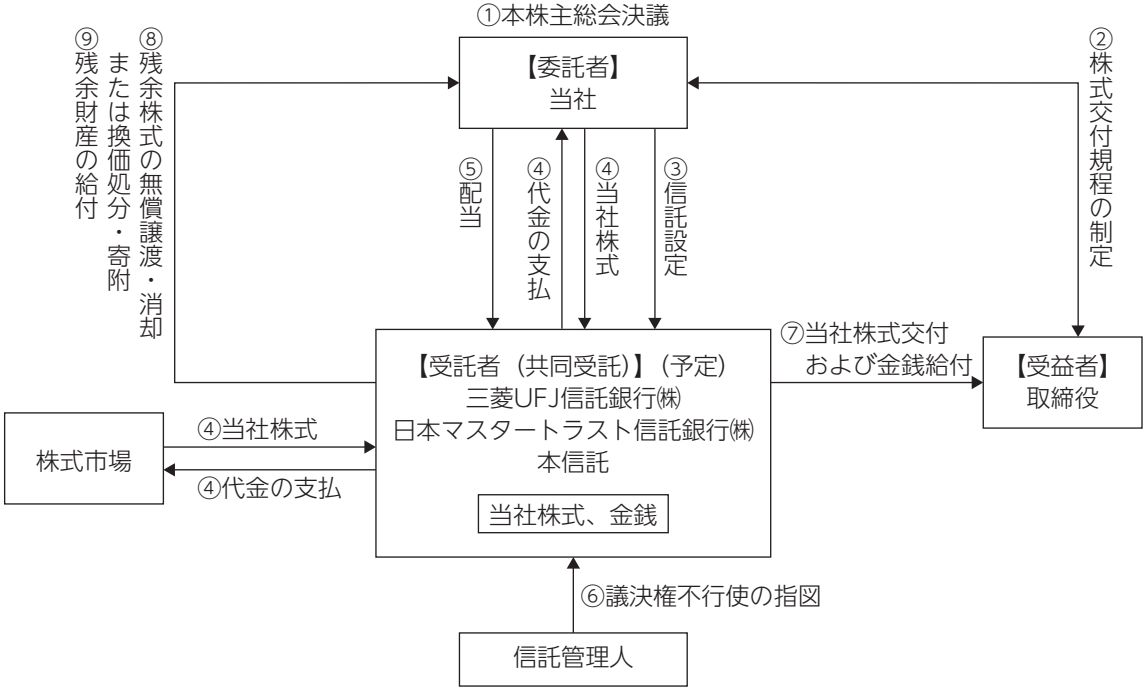

（次頁に続く）

① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。

② 当社は、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。

③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託を設定します。

④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

⑦ 評価対象事業年度における役位および業績達成度に応じて、取締役にポイントを付与します。各評価対象事業年度開始から３年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役を退任する場合等は２．⑷の記載に従う。）、所定の受益者要件を満たす取締役に対して、本信託から、当該ポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を行い、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を給付します。

⑧ 評価対象事業年度中における業績目標の未達成等により、対象期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および本信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行うか、もしくは、当該残余株式を本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を当社および取締役と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

（注）受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

以　上

第66回定時株主総会会場ご案内図

会　　場　　茨城県水戸市宮町一丁目７番
ホテル テラス ザ ガーデン水戸　３階　シーブリーズ

交　　通　　ＪＲ常磐線「水戸駅」下車 徒歩１分

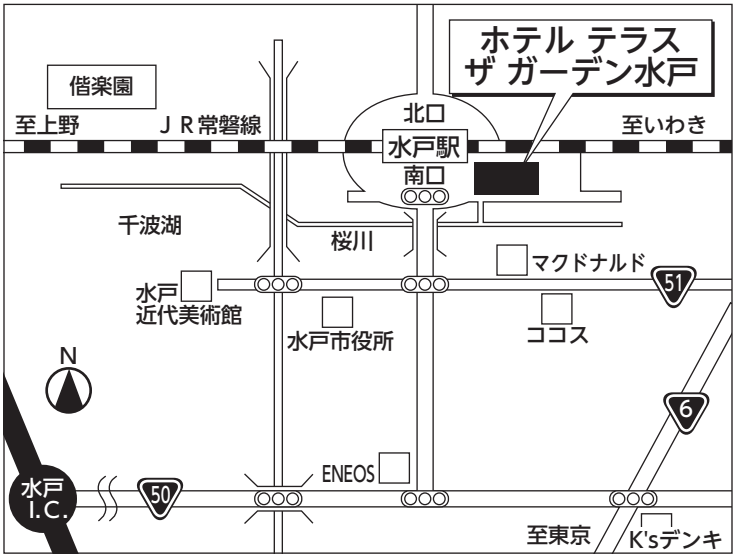

お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので
お車でのご来場はご遠慮願います。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。